

TOKUNOSHIMA Red List

Rare insects, wild plants

いま守る、島で守る。
徳之島希少昆虫・野生植物

31+

プラス



徳之島の希少な動植物を保護するために

これまで、徳之島に生息する希少動植物の保護に関する規制が不十分で、盗採や持ち出しを抑止できない状態でした。そのため、乱獲による絶滅寸前の生物もあります。学術的にも希少な動植物を守り、次の世代に引き継いでいくことが私たちの使命です。

このようなことから、徳之島三町では、「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成24年9月1日に同時に施行しました。

同条例の施行に伴い、三町では、「徳之島自然保護協議会」を設置し、希少植物の検討を行い、盗採や持ち出しを禁止する徳之島の希少野生植物を26種指定しました。

また、平成26年1月24日に昆虫5種を新たに指定することになりました。

三町では、今後も必要に応じて種の追加指定を検討し、保全に努めてまいりたいと考えております。島内外の皆様指定種がどんな動植物であるかということを知っていただき、保護意識の高揚に役立てていただけましたら幸いです。

徳之島3町では希少な野生動植物の保護に関する条例を次のように定めています。

徳之島に生息・生育する野生の動植物は、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、島民が一体となってその保護に努め、後世に継承していくことを目的とします。

島民および来島者は本施策に協力する等、希少野生動植物の保護に寄与するように努めなければなりません。

各町長は、島内に生息し、または生育する希少野生動植物であって、特に保護を図る必要があると認めるものを指定することとしています。

- 指定は徳之島地区自然保護協議会に設置する検討委員会の意見を聴いてから行います。
- 指定する場合は、指定に係わる動植物の種名を告示し、以降その効力を生じます。
- 指定された希少野生動植物は生息・生育状況により指定の必要がなくなったと認める場合は指定を解除します。

指定された希少野生動植物の捕獲・採取は禁止されています。

- 人命若しくは身体保護のため緊急やむを得ない場合や、学術研究、その他公益上の理由により許可を受けた場合は、捕獲・採取ができます。
- 上記により許可を受ける場合は、事前に捕獲・採取地域の町長に申請を行ってください。
- 許可にあたり、必要な限度において条件を付することがあります。
- 本条例に違反して、捕獲・採取・繁殖されたものの譲渡などは禁止されています。

違反については罰則規定がありますので、ご留意下さい。

- 条例の規定に違反して、指定希少野生動植物の捕獲・採取等を行うなどの違法行為を行った場合は、罰則が科されることとなります。(最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

指定される以前からの所持について

- 本条例に指定された個体をすでに所持し、引き続き所持を希望する場合は、指定された日から30日以内の届出が必要です。また、所持を届け出た人より譲渡(相続を含む)され、引き続き所持する場合も、譲り受けた日から30日以内の届出が必要です。

詳しくは、徳之島3町の企画課へお問い合わせください。

- 徳之島町 0997-82-1111(代表) ● 天城町 0997-85-5164(直通) ● 伊仙町 0997-86-3111(代表)

条例施行日：平成24年9月1日
〈平成26年1月24日 昆虫5種追加指定〉

徳之島3町では、希少な昆虫・動植物を保護するために指定希少野生動植物の捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止しています。

いま守る、島で守る。
徳之島希少昆虫・野生植物
Tokunoshima rare insects, wild plants

Red List

31
+
プラス

この島で生まれ
この島に生きる
徳之島のタカラ

国のレッドリスト

国のレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)とは、日本に生息又は生育する野生生物について、各分野の専門家が生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、環境省がその結果をリストにまとめたものです。絶滅の危険度は、絶滅危惧ⅠA類・ⅠB類・Ⅱ類、準絶滅危惧の4段階に分けられており、それぞれ【ⅠA類:ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種】【ⅠB類:ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種】【Ⅱ類:絶滅の危険が増大している種】【準絶滅危惧:現状では絶滅危険度は小さいが、状況の変化によっては絶滅危惧に移行する可能性のある種】と定義付けられています。

県のレッドリスト

県のレッドリストとは、鹿児島県内に生息又は生育する野生生物について、各分野の専門家が生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、鹿児島県がその結果をまとめたものです。絶滅の危険度は、絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類、準絶滅危惧の3段階に分けられており、それぞれ【Ⅰ類:県内において近い将来における絶滅の危険性が高い種】【Ⅱ類:県内において近い将来Ⅰ類にランク移行することが確実と考えられる種】【準絶滅危惧:現状では絶滅危険度は小さいが、状況から絶滅危惧に移行する可能性のある種】と定義付けられています。

平成26年1月に指定された昆虫5種

種名	国のレッドリスト区分	県のレッドリスト区分
1 ヤマトサビクワガタ		Ⅱ類
2 アマシカクワガタ		Ⅱ類
3 アママルバネクワガタ	Ⅱ類	Ⅱ類
4 マルダイコクコガネ	Ⅱ類	Ⅱ類
5 ヒメフチトリゲンゴロウ	Ⅱ類	Ⅰ類

選定基準 A

「徳之島固有」または「国内で徳之島のみ生育」または「奄美群島固有種」。

選定基準 B

島内生息地が狭小または個体数が少ない。

選定基準 C

商品性が高く盗採圧力が高まっている。

平成24年9月26日に指定された植物26種

種名	国のレッドリスト区分	県のレッドリスト区分
1 アコウネッタイラン	ⅠB類	
2 アツイタ	Ⅱ類	Ⅰ類
3 アマミアオネカズラ	ⅠA類	Ⅰ類
4 アマミテンナンショウ	ⅠB類	Ⅰ類
5 オオアマミテンナンショウ	ⅠA類	Ⅰ類
6 オオシロショウジョウバカマ	Ⅱ類	Ⅰ類
7 オオナギラン		
8 オオバカンアオイ	ⅠB類	Ⅱ類
9 コショウジョウバカマ	Ⅱ類	Ⅰ類
10 コモチナナバケシダ	ⅠA類	Ⅰ類
11 タイワンアマクサシダ	ⅠA類	Ⅰ類
12 タイワンショウキラン	ⅠA類	Ⅰ類
13 ダイサギソウ	ⅠB類	Ⅱ類
14 タニムラカンアオイ		
15 チケイラン	Ⅱ類	分布特性上重要
16 トクノシマエビネ	ⅠB類	Ⅰ類
17 トクノシマカンアオイ	Ⅱ類	Ⅱ類
18 トクノシマテンナンショウ	ⅠA類	Ⅰ類
19 ナギラン	Ⅱ類	準危惧
20 ナンバンキンギンソウ	Ⅱ類	
21 ハマトラノオ	Ⅱ類	準危惧
22 ヒメスイカズラ	ⅠA類	Ⅰ類
23 ヒメトケンラン	Ⅱ類	Ⅱ類
24 ホウザンツツラフジ	ⅠA類	Ⅰ類
25 ヤクシマネッタイラン	ⅠB類	Ⅰ類
26 リュウキュウヒモラン	ⅠA類	

いま守る、島で守る。 徳之島希少昆虫

レッドリスト

5+

プラス



撮影者 / 前田 芳之



ヤマトサビクワガタ

>>> 選定理由

● II 類

実質的に徳之島だけに生息する種であり、一定の採集圧が認められる。

>>> 特長

全長2 cm内外。雌雄で形はあまり変わらない。体全体がざらついていて、泥状のものをつけていることが多い。

>>> 生育環境

山地のみならず、低地の林にも生息する。



〈雄〉

撮影者 / 前田 芳之

2 アマミシカクワガタ

I 類

〉〉〉 選定理由

徳之島・奄美大島の固有種で、日本で唯一のシカクワガタであり、一定の採集圧が認められる。

〉〉〉 特長

全長4cm内外。トクノシマコクワガタに似るが、雌雄ともに中胸の縁にギザギザがある。雄の大あごは変異が多く、大型の個体は上下に強く湾曲する。

〉〉〉 生育環境

自然林に生息する。

※奄美大島希少種保護条例指定種



〈雄〉

撮影者 / 前田 芳之

3 アマミマルバネクワガタ

II 類
II 類

〉〉〉 選定理由

徳之島・奄美大島の固有種であり、商業目的による採集圧が高い。

〉〉〉 特長

5cm内外。雌は他種と比較してより大型になる。背面の光沢が強い。成虫は盆過ぎから発生し、最盛期は秋である。

〉〉〉 生育環境

原生的なシイ林

※奄美大島希少種保護条例指定種

Red List



〈雄〉

撮影者 / 前田 芳之

4 マルダイコクコガネ

II類 II類

>>> 選定理由

徳之島・奄美大島の固有種であり、生息地がきわめて限られており、採集圧が高い。

>>> 特長

1.5cm内外。翅(はね)が退化して飛べない。主にアマミノクロウサギの糞を餌とする糞虫。雄の頭角は大型個体ほど立派である。雌には角はない。

>>> 生育環境

原生的な森林環境

※奄美大島希少種保護条例指定種



〈雄〉

撮影者 / 前田 芳之

5 ヒメフチトリゲンゴロウ

II類 I類

>>> 選定理由

生息地が激減したうえに、採集圧が高い。

>>> 特長

3cm前後。ゲンゴロウの仲間では大型である。体の両側に縁取ったような黄色い模様がある。

>>> 生育環境

自然度の高い大きな池沼。

※奄美大島希少種保護条例指定種

Red List

いま守る、島で守る。

徳之島希少 野生植物

レッドリスト

26⁺

プラス

Red List



1

アコウネッタイラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

IB類 —



2

アツイタ
〈ツルキジノオ科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 I類



3

アマミアオネカズラ
〈ウラボシ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



4

アマミテンナンショウ
〈サトイモ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IB類 I類



徳之島固有種

5

オオアマミテンナンショウ
〈サトイモ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



6

オオシロショウジョウバカマ
〈ユリ科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 I類



7

オオナギラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

— —



8

オオバカンアオイ
〈ウマノスズクサ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IB類 II類



9

コショウジョウバカマ
〈ユリ科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 I類



10

コモチナナバケシダ
〈オシダ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



11

台湾アマクサシダ
〈イノモトソウ科〉

撮影者 / 山下 弘

IA類 I類

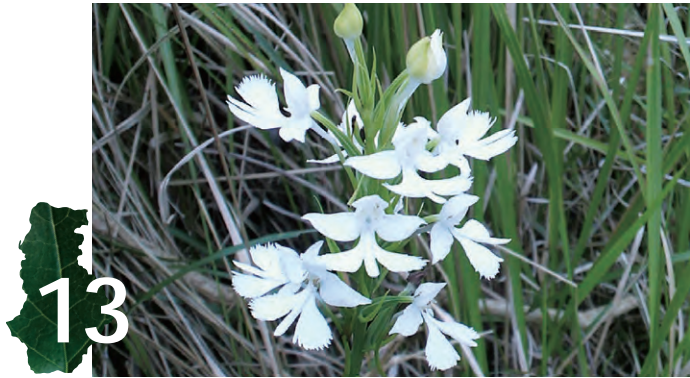


12

台湾ショウキラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



13

ダイサギソウ
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

IB類 II類



14

タニムラカンアオイ
〈ウマノスズクサ科〉

徳之島固有種
撮影者 / 中村 正弘

— —



15

チケイラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 分布特性上重要



16

トクノシマエビネ
〈ラン科〉

徳之島固有種
撮影者 / 中村 正弘

IB類 I類



17

トクノシマカンアオイ
〈ラン科〉

徳之島固有種
撮影者 / 中村 正弘

II類 II類



18

トクノシマテンナンショウ
〈サトイモ科〉

徳之島固有種
撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



19

ナギラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 準危惧



20

ナンバンキンギンソウ
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 —



21

ハマトラノオ
〈ゴマノハグサ科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 準危惧



22

ヒメスイカズラ
〈スイカズラ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



23

ヒメトケンラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

II類 II類



24

ホウザンツツラフジ
〈ツツラフジ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 I類



25

ヤクシマネツタイラン
〈ラン科〉

撮影者 / 中村 正弘

IB類 I類



26

リュウキュウヒモラン
〈ヒカゲノカズラ科〉

撮影者 / 中村 正弘

IA類 —

奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた課題

徳之島や奄美大島をはじめとする奄美・琉球諸島は、大陸との分離・結合を繰り返した地史を反映し、生物の侵入と隔離による種分化の過程を明白に表す顕著な見本として世界自然遺産の候補地となっています。固有又は希少な動植物の生息、生育とそれらが構成する生態系に「人類共通の宝として将来に引き継ぐべき価値」がありますが、世界自然遺産に登録するためには重要地域の保護地域指定など課題も少なくありません。主な課題としてつぎのようなものがあげられます。

①重要な地域の保護地域指定

世界自然遺産登録には、固有・希少な動植物の生息地・生育地として重要な場所を国立公園などの保護地域に指定して保護保全することが必須です。

②希少な動植物の保護

アマミノクロウサギ等の希少な動物の交通事故を減らしたり、希少植物を盗掘等による個体数の減少や絶滅の危機から守る必要があります。

③生態系に悪影響を及ぼす外来種対策

在来で固有・希少な動物や生態系に悪影響を及ぼすノイヌ、ノネコなどの外来種への対策を実施・強化する必要があります。

④持続可能で良質な自然体験の提供

自然を保護保全するだけでなく、自然の価値とそれを将来世代に継承する意味を伝えるために自然とふれあえる機会や自然を学べる機会を提供する必要があります。

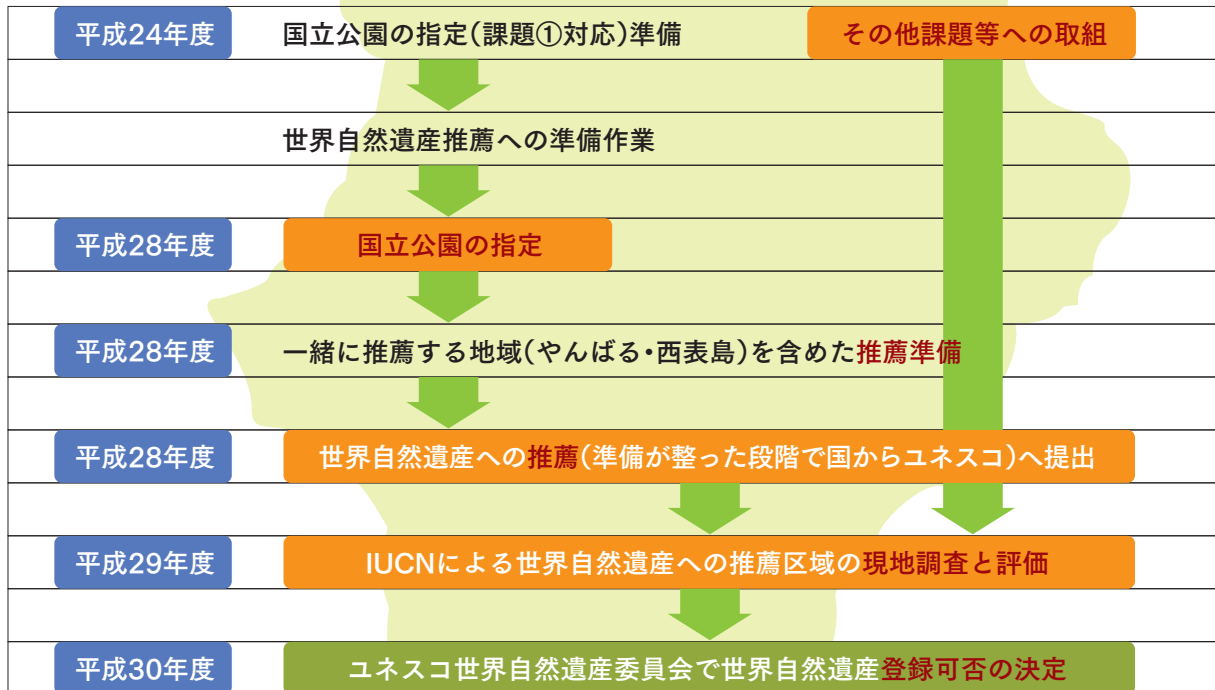
⑤関係機関の連携

自然保護に関わる機関だけでなく、関係する機関が連携して自然の保護保全への配慮や将来世代への継承の取組みを行っていく必要があります。

⑥住民の理解と協力

上記①から⑥について、住民の理解と協力が必要です。

世界自然遺産登録までのプロセスとスケジュール(最速目標)



「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)で、捕獲・採取等が禁止されている種
(130種のうち徳之島関係分11種)

分類	種名(和名)	科名
哺乳類	アマミノクロウサギ	ウサギ科
哺乳類	トクノシマトゲネズミ	ネズミ科
哺乳類	ケナガネズミ	ネズミ科
鳥類	アマミヤマシギ	シギ科
鳥類	アカヒゲ	ツグミ科
鳥類	コウノトリ	コウノトリ科
鳥類	ハヤブサ	ハヤブサ科
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科
両生類	イボイモリ	イモリ科
昆虫類	フチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
植物	コモチナナバケシダ	オシダ科



「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」で、捕獲・採取等が禁止されている種
(42種のうち徳之島関係分17種)

動物(6種)

分類	種名(和名)	科名
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科
両生類	イボイモリ	イモリ科
魚類	タナゴモドキ	カワアナゴ科
魚類	タメトモハゼ	カワアナゴ科
魚類	キバラヨシノボリ	ハゼ科
十脚甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科



植物(11種)

分類	種名(和名)	科名
植物	ハツシマカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	テンノウメ	バラ科
植物	ウケユリ	ユリ科
植物	クスクスラン	ラン科
植物	シコウラン	ラン科
植物	レンギョウエビネ	ラン科
植物	オナガエビネ	ラン科
植物	カンラン	ラン科
植物	フウラン	ラン科
植物	カクチョウラン	ラン科
植物	ナゴラン	ラン科



いま守る、島で守る。
徳之島希少昆虫・野生植物
Tokunoshima rare insects, wild plants
Red List

31+
プラス

2016年第2版発行

発行者 — 徳之島地区自然保護協議会

発行者連絡先 — 同事務局0997-82-1111(徳之島町役場企画課内)

監修 — 田畑 満大氏・環境省奄美野生生物保護センター・鹿児島県

写真協力 — 中村 正弘氏・山下 弘氏・前田芳之氏

印刷 — 溯上印刷(株)

発行部数 — 5,000部



環境対応型インキとして、植物由来の油を配合した「植物油インキ」を使用し、環境負荷にも配慮しております。

無断転載